

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成31年3月29日京都市条例第130号）（行財政局人事部給与課）

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時的任用を行うことができる場合について常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に限ることとされるとともに、新たに会計年度任用職員の制度が創設されることに伴い、京都市職員給与条例ほか3条例について、次の措置を講じることとしました。

(1) 京都市職員給与条例関係

ア 臨時的任用職員の給与について、一般職員の給与の水準を超えない範囲内において支給することができることとします。

イ 臨時的任用職員の手当に関する規定を整備します。

(2) 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例関係

非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的任用職員の勤務時間等、休憩時間、休日等及び休暇に関する規定を整備します。

(3) 京都市職員の育児休業等に関する条例関係

ア 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業に関する事項を定めます。

イ その他規定を整備します。

(4) 京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係

会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に限る。）を公表の対象とします。

2 京都市職員給与条例について、職員の給与を減額する場合の計算方法に係る規定を整備することとしました。

2の措置については平成31年4月1日から、1の措置については平成32年4月1日から実施することとしました。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第130号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(京都市職員給与条例の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項本文中「勤務しない時間」を「勤務しない」に、「給与月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下同じ。）を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額」を「第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改める。

第12条の2中「これら」を「同条」に改める。

第19条中「時間外勤務手当，休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる」を「第12条及び第13条から第14条までに規定する」に、「給与月額」を「給料月額並びにこれに対する地域手当」に改める。

第21条第1項中「日額による場合は22,000円を超えない範囲内において，月額による場合は579,000円」を「前各条に規定する給与の水準」に改め，同条第2項中「職員が，第13条及び第14条から第16条までに掲げる勤務に従事したとき」を「職員に対して」に，「それぞれその」を「第9条，第10条，第11条及び第13条から第15条までに規定する種類の」に改め，「手当」の右に「（第16条の規定を適用する場合を含む。）」を加え，同条第3項中「通勤手当，期末手当及び勤勉手当」を「前項の手当のほか別に定めるところにより別に定める手当」に改める。

附則第11項中「，第12条第1項」を削り，「及び別表第3」を「，第19条及び別表第3」に改める。

(京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「勤務時間」を「勤務時間等」に，「休暇等」を「休日等及び休暇」に改め，「ついては」の右に「，前各条の規定にかかわらず」を加える。

第11条の見出し中「等の特例」を削り、同条中「臨時的任用職員及び特別の職務に従事する職員」を「臨時的に任用される職員の勤務時間等、休憩時間、休日等及び休暇」に改め、「、その特殊性により」を削り、「前各条」を「第1条から第9条まで」に改める。

(京都市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「該当する非常勤職員」の右に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、(イ)及び(ウ)に該当する非常勤職員)」を加える。

第9条第1項中「職員の」を「職員(会計年度任用職員のうち、別に定める者を除く。)」の」に改め、同条第2項中「職員の」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」の」に改める。

第10条中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)が」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 2 1日の正規の勤務時間数を考慮して別に定める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「2時間」とあるのは「当該職員の1日の正規の勤務時間から5時間45分を差し引いた時間」と、「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第1項の規定による介護時間」とあるのは「別に定める休暇」とする。
- 第12条を第12条の2とし、第11条の次に次の1項を加える。

(部分休業を請求することができない職員)

第12条 法第19条第1項の条例で定める職員は、任期、1週平均の正規の勤務日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間数を考慮して別に定める職員とする。

第13条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員に対する前項の規定の適用については、同項中「ときは、京都市職員給与条例第12条及び第12条の2の規定にかかわらず」とあるのは「ときは」と、「同条例第19条に規定する」とあるのは「別に定める」とする。

(京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「地方公務員法」の右に「第22条の2第1項第2号に

掲げる職員及び同法」を加える。

(京都市職員給与条例の一部を改正する条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「, 第12条第1項」を削り, 「及び別表第3」を「, 第19条及び別表第3」に改める。

(1) 京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第37号) 附則第9項

(2) 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第55号) 附則第11項

附 則

この条例は, 平成32年4月1日から施行する。ただし, 第1条中京都市職員給与条例第12条, 第12条の2, 第19条及び附則第11項の改正規定並びに第5条の規定は, 平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)